

## ○草加市ごみ収集カレンダー広告掲載取扱基準

平成22年1月6日

改正 平成26年12月1日

(趣旨)

第1条 この取扱基準は、草加市広告掲載事業要綱（平成18年告示第545号）、草加市広告掲載基準（平成18年告示第546号）及び草加市ごみ収集カレンダー広告取扱要領（平成22年告示第3号。以下「要領」という。）に基づき、ごみ収集カレンダー広告掲載の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(規格)

第2条 要領第3条に規定する掲載広告の規格のうち、広告内容の文字やイラスト等における特殊な効果は最小限にとどめるものとし、印刷製本の基準に合わせるものとする。

2 前項に定める規定により、広告の原稿内容における文字やイラスト等の形状と異なる場合が生じて市はその責めを負わないものとする。

(掲載位置)

第3条 要領第4条に規定する広告の掲載位置は、要領第2条に規定する広告媒体の頁に掲載するものとする。

(掲載数)

第4条 要領第2条に規定する広告媒体の広告掲載数は、原則として12枠以内とする。

ただし、ごみ収集カレンダーにおいて要領第3条に定める規格に相当する余白が生じる場合は、この限りではない。

(平26年12月1日・全改)

(掲載順序)

第5条 要領第4条に規定する広告の掲載順序は、要領第8条第3項に定める抽選により、4月から以降の掲載頁順に掲載順序を決定するものとする。

2 要領第7条に規定する申込みにより、2箇所 of 広告の掲載を希望し、前項に規定する抽選により掲載頁が決定した者（以下「複数掲載内定者」という。）は、見開き同一頁内に同一の複数掲載内定者が広告を掲載することがないように、要領第2条に規定する広告媒体を所管する課において調整及び配分するものとする。ただし、複数掲載内定者が見開き同一頁内に広告の掲載を希望する場合はこの限りではない。

3 要領第7条に規定する申込みにより、1箇所 of 広告の掲載を希望し、第1項に規定す

る抽選により掲載頁が決定した者（以下「単数掲載内定者」という。）は、前項に規定する調整及び配分により、掲載頁が変更になる場合があるものとする。

（申込受付）

第6条 要領第7条に規定する申込みを受けたときは、要領第2条に規定する広告媒体を所管する課において、広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）に申込受付順の番号（以下「受付番号」という。）を付するものとする。

（抽選方法）

第7条 要領第8条第3項に規定する抽選を行う場合の抽選方法は、次のとおりとする。

- (1) 要領第2条に規定する広告媒体を所管する課の職員（以下「職員」という。）が、第6条に規定する受付番号を付した札を引く。
- (2) 申込者に対応する受付番号が付された札を引いた職員は、当該申込者の代理となる。
- (3) 前号による申込者代理職員がくじ引きの順番を決定するくじを引く。
- (4) 前号の順番毎に掲載広告の決定並びに広告掲載頁を決定するくじを引く。

2 第4条に規定する広告掲載数における最後の1枠を決定する場合に、複数掲載内定者が該当した場合、1箇所の広告掲載とする。ただし、1箇所の広告掲載を不服とし、承諾しない場合は、広告掲載を辞退したものとみなす。

3 前項の規定により広告掲載の決定を辞退した複数掲載内定者がいる場合又は要領第8条第4項の規定により広告掲載の決定通知を受ける者が、当該通知を受ける前日までに広告掲載の決定を辞退した場合、第1項第4号の規定に従い繰上げ抽選を行うものとする。

（掲載料の納付）

第8条 要領第9条に規定する広告掲載料の納付は、原則一括して納付するものとする。

（その他）

第9条 この基準に定めるもののほか、広告掲載の取扱いについて必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この基準は、平成22年1月6日から施行する。

附 則（平成26年12月1日）

この基準は決裁の日から施行する。